

入札監理小委員会
第761回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第761回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和8年5月19日（火）14：56～17：27

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会

2. 事業評価（案）の審議

- 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の原子力科学研究所施設清掃業務（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）
- 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の図書館における学術情報の管理運用業務（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）
- 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の地層処分研究開発に関連する運転管理に係る業務（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）

3. 閉会

<出席者>

中川主査、石田副主査、大見副主査、岡本副主査、奥副主査、
稲生専門委員、尾花専門委員、山本専門委員、和田専門委員

（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の原子力科学研究所施設清掃業務）

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所 プロモーション・オフィス 総務・共生課

川原課長

鈴木副主幹

秋山課員

財務契約部 事業契約第1課

菊池課長

松田副主幹

橋本課員

（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の図書館における学術情報の管理運用業務）

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所 プロモーション・オフィス 科学技術情報課

権田課長

深澤マネージャー
清水課員
財務契約部 事業契約第1課
菊池課長
松田副主幹
加藤課員

(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の地層処分研究開発に関連する運転管理に係る業務)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
BE資源・処分システム開発部 核種移行研究グループ
能登屋グループリーダー
石寺マネージャー
財務契約部 事業契約第2課
北澤課長
小椋副主幹
今泉課員

(事務局)

吉田事務局長、谷口参事官、杉田企画官

○中川主査 それでは、ただいまから第761回入札監理小委員会を開催いたします。

初めに、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の原子力科学研究所施設清掃業務の実施状況について、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所プロモーション・オフィス総務・共生課、川原課長から御説明をお願いしたいと思います。なお、御説明は10分程度でお願いいたします。

○川原課長 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所総務・共生課長の川原でございます。本日はどうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、資料1に基づきまして、本事業の概要について御説明申し上げます。当機構は、カーボンニュートラルな社会及び低資源・高効率な社会の実現を目指して、人類社会への貢献を目的といたしまして、様々な研究開発に取り組んでおります。とりわけ原子力科学研究所は、茨城県那珂郡東海村に所在しておりまして、原子力の研究開発を推進する中核となる研究所でございます。この原子力科学研究所の敷地面積は約67万坪で、構内には約100の施設があり、通常の勤務を行う建屋や一般施設のほかに、研究用原子炉、加速器、放射性物質を安全に取り扱える施設など貴重な研究施設を有しておりまして、これらを有効に活用した研究を実施できる重要な研究開発拠点となっております。

また、当研究所では年1回の施設公開や定期的な見学会を実施しておりまして、所定の安全管理の下で、一般の方にも研究活動の一端を御理解いただく機会を設けているところでございます。

それでは、資料1の1ポツ、事業の概要について御説明申し上げます。

(1) 経緯のとおり、本契約は、公共サービス改革基本方針に従って民間競争入札を実施しておりまして、現在実施している事業は1期目となります。

(2) 業務内容ですけれども、研究所の構内及び構内諸施設の維持・保全のため、通常清掃、定期清掃、管理区域内清掃及び屋外清掃等作業、またごみの処理、古紙の回収を同時に行っていただく内容となっております。

(3) 契約期間ですが、令和6年4月から令和9年3月までの3年間となっております。

(4) 受託事業者は株式会社アトックスとなります。

(5) 実施状況評価期間ですけれども、2年間となっております。

(6) 契約金額は税抜きで3億5,280万円となっております。

次に(7) 契約相手方決定の経緯について御説明させていただきますが、後ほど御紹介

申し上げますように、本市場化テストにおける様々な取組を重ねた上で、最低価格落札方式により落札者の決定を実施した結果、実施要項及び入札説明書に基づき、応札希望者が3者ありまして、応札希望者から提出された技術提案書について技術審査を行った結果、3者とも要求事項を全て満たしておりました。3者のうち1者は人員の確保の見通しが難しいという理由で入札辞退となりましたけれども、残り2者は令和6年2月22日に応札、開札しました結果、第1回の入札において予定価格の範囲内で最も低い価格を提示した株式会社アトックスを落札者として決定したものでございます。

以上が1ポツ、事業の内容となります。

続きまして、1ページ、2ポツ、市場化テストの実施について御説明申し上げます。市場化テストの選定に至った経緯でございますが、本事業は、直近の2契約において不落随意契約が続いていることから、競争性に課題があるとして、市場化テストに選定されたものであります。

それでは、資料1の2ページに移らせていただきます。(2)市場化テストにおける取組でございますが、直近の2契約においては、不落随意契約が続いており、複数者からの入札はあるものの、予定価格内の入札がないことから、予定価格内での適切な調達が行われるよう、事業者へのヒアリングも踏まえて、事業内容の見直しによる予定価格の適正化や、事業の詳細や情報の開示を実施したものでございます。

具体には、1)事業内容の見直しとして、構内全施設の清掃頻度の見直しを行い、清掃面積に換算して約2割の減少を図り、予定価格の適正化に努めました。

また、2)事業の詳細な情報の開示としましては、本事業の要員体制の例示、処理すべきごみ分量の目安、1月当たりの延べ清掃面積、構内施設配置図の開示といった事項や、資格要件である作業責任者認定制度については、現場責任者は1名の保有で足りる旨を追加するなど、情報の開示による事業者の入札参加促進を図りました。

その他事項としましては、過去説明会に参加した事業者に対し、応札しなかった要因についてヒアリングを行いました。要因としましては、人員確保の困難性、当機構が公表している過去の契約実績を踏まえ、応札を見送った旨の回答がございました。

これらの意見を踏まえ、事業者が見込むリスクの低減及び適正な価格での応札が可能となる環境整備を図る観点から、さきに御説明しましたとおり、清掃頻度の見直しや、事業の詳細な情報の開示を図った次第でございます。

また、単独で事業を行えない場合には、適正な業務を遂行できる共同事業体として入札

参加が可能である旨を明記しましたほか、説明会の見直しとして、現地での説明会に加えて東京都内における説明会を新たに実施しまして、他拠点での入札参加者等に対して声かけを実施するなど、予定価格内での適正な調達が行われるように様々な取組がされました。

次に、2ページ、3ポツ、確保されるべき対象業務の質の達成状況及び評価でございます。当機構の評価としましては、民間競争入札実施要項において定めた確保すべき対象業務の質は、いずれの項目においても設定どおり確保されていると評価しております。

それぞれの項目で概要のみ御紹介させていただきますと、仕様書に示した回数の清掃、また古紙回収を行うことについては、いずれも定められた回数を実践しており、指示どおりの作業が安定して行われており、報告書の不備もなく、求められる水準を問題なく達成しております。

また、清掃作業によって発生したごみを分別し、週1回の積込作業や、指定先のクリーンセンターへの搬出も計画的に行われておりまして、仕様書に示す必要な資格等を有する者を適切に配置するなど、業務の質は設定どおり確保されております。

次に、3ページに移ります。ここで、4ポツのとおり、受託事業者である民間事業者からの改善提案によって実際に改善が図られた事項を御紹介させていただきます。例として2つ挙げてございますが、1つ目として、私ども原子力事業者においては、安全を最優先とする対応が求められる中、当該民間事業者からは、掃除機の使用時におけるコンセントとプラグの間に漏電遮断器を受注者負担で導入したいとの改善提案がございました。本対応により、清掃作業における漏電防止対策を講じたことにより、作業員の安全確保及び構内における事故防止が図られたものであり、私どもとしても高く評価しております。

また、一部の建屋においては人の出入りが多いところ、民間事業者からの提案として、出入りが多い時間帯を避けるよう、朝の早い時間帯に清掃作業を行うことができないかとの提案がございました。本対応により、建屋利用者にとっては、より支障が少ない環境が確保されるようになったほか、民間事業者の清掃業者にとっても、通行者への配慮を軽減することが可能となり、より質の高い作業を行うことが可能になったものでございます。

ここで、5ポツ、実施経費の状況及び評価以降の項目につきましては、契約手を担当する事業契約第1課長の菊池より御説明申し上げます。

○菊池課長 事業契約第1課、菊池と申します。ここからは私より御説明を申し上げます。

3ページ、5、実施経費の状況及び評価について御説明いたします。本件につきましては、市場化テスト第1期における清掃頻度の見直しにより、実質の清掃総面積が約2割減

となっております。ついては、単純な契約金額の比較では経費削減効果を表せないことから、本事業に従事する1名当たりの時間単価にて従来経費との比較を行いました。市場化テストの前の契約におきましては、表1のとおり、1名当たりの人件費単価が1,940円であるのに対し、第1期では2,157円となり、217円増加となっております。

一方で、4ページにございます表3のとおり、市場化テスト前と第1期におきましては13.8%の賃金上昇が見られ、それらを考慮しますと時間単価2,207円の増と見込まれるところですが、第1期の時間単価は2,157円であることから、4ページ、表2にありますとおり、時間単価として50円、約2.3%の削減効果がございました。

以上より、市場化テスト以前と比較しまして、一定の経費削減効果があったものと考えております。

次に、6、全体評価と今後の取組について御説明いたします。4ページ、中ほどを御覧ください。

まず(1)のとおり、第1期、令和6年4月から令和8年3月末におきまして、民間事業者が業務改善指示を受ける、業務に係る法令違反行為を行った事案はございませんでした。

また、確保されるべき質に係る達成目標について、2ページの3ポツで説明したとおり、目標を達成しております。

さらに、機構におきましては、監事や外部有識者で構成されております契約監視委員会を設置しており、その枠組みの中で実施状況のチェックを受ける体制が整備されております。

次に(2)について、本件の課題となっておりました不落随意契約については、事業内容の見直しや事業の詳細な情報開示により、1回目の入札にて落札となっております。また、今期は、過去に入札実績のない事業者からも技術提案書等の提出がされておきまして、第1期における見直しが参入事業者の拡大につながったと考えております。

(3)の経費につきましては、清掃頻度の見直しに伴う清掃面積の減少と賃金上昇率を考慮し比較した結果、約2.3%の経費削減がございました。

最後に、ここまで御説明させていただいたとおり、総合的に判断し、良好な結果が得られていることから、次期事業においては、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」に基づき、市場化テストを終了し、当機構の責任において実施したいと考えております。

なお、市場化テスト終了後におきましても、これまでの官民競争入札等監理委員会における審議を通じてチェックいただいた事項を踏まえまして、公共サービスの質の向上、コスト削減を図ることに努めたいと思います。

以上、どうぞよろしくお願いたします。

○中川主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価（案）について、総務省より御説明をお願いいたします。なお、御説明は5分程度でお願いします。

○事務局 それでは、資料A-1、事業評価（案）を御覧ください。

事業の概要等につきましては、先ほど実施機関から御説明がございましたので、割愛いたします。

評価につきましては、結論から申し上げますと、市場化テストを終了することが適当であるとと考えてございます。以下、その理由を申し上げます。

サービスの質につきましては、全ての点で適切に履行されていると評価しています。

実施経費につきましては、従来経費と単純に比較しますと14.7%減少しています。これは、清掃面積に換算して約2割減少したことが主な要因です。そのため、単純比較による評価は困難であるものの、市場化テスト前の1名当たりの人件費単価と市場化テストの人件費単価を比較することで従来経費との比較を行いました。具体的には、市場化テスト前の人件費単価に対して市場化テストの人件費単価が11.2%増加しています。厚労省が公表している「地域別最低賃金（茨城県）」の最低賃金によると、令和3年度から令和5年度と令和6年度から令和7年度の平均値を比較しましたところ、13.8%の上昇となっております。人件費単価は、令和3年度から令和5年度の1,940円の13.8%増の2,207円が見込まれ、市場化テストの2,157円と比較すると2.3%の人件費が削減されたと試算しております。

本事業は、不落随意契約が続いたことから競争性に課題があるとして選定された事業です。市場化テストにおいて、業務内容を必要十分なものに見直し、清掃頻度を削減しました。また、資格要件を緩和し、参入の輪を広げるとともに、処理すべきごみの分量の目安や1月当たりの延べ清掃面積等の詳細な情報開示などを行った結果、選定時の課題であった不落随意契約が解消され、競争性の改善が認められました。

評価のまとめになりますが、業務の実施に当たり確保されるべき達成目標として設定された質につきましては、適切に履行されていると評価できるかと思っております。

また、民間事業者のノウハウと創意工夫が発揮され、業務の質の向上、事業目的の達成に貢献したものと評価できるかと思えます。

経費につきましては、単純比較による評価は困難であるものの、1人当たりの人件費単価で試算しましたところ、地域別最低賃金の上昇率を反映した人件費単価より減少しており、一定の削減効果があったものと評価できるかと思えます。

また、不落随意契約は解消されてございます。

今後の方針ですが、本事業につきましては、「市場化テスト終了プロセスに関する指針」Ⅱの1の(1)の基準を満たしていることから、現在実施中の事業をもって市場化テストを終了することが必要であると考えます。

市場化テスト終了後の事業実施につきましては、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」の対象から外れるものの、これまでの官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が自ら公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図っていくことを求めたいと考えます。

以上です。

○中川主査 ありがとうございます。それでは、ただいま御説明いただきました、当事業の実施状況及び事業の評価(案)について、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

○中川主査 岡本委員、お願いいたします。

○岡本副主査 ありがとうございます。御説明ありがとうございます。2点、機構さんに質問がございます。

まず1点目ですが、これは比較的軽い質問ですけれども、資料1の2ページの3ポツ、質の達成状況及び評価の2ページの一番下のほうの「仕様書9. に示す業務に必要な資格等を有する者を従事させること」という質の最低限満たすべき水準に対して、それを確認したと、「仕様書に定める要件を満たしていることを確認している」という評価が書かれていますけれども、確認したというのはどのように確認されたのでしょうか。

○川原課長 原子力機構原子力科学研究所の川原でございます。まず、この中で求めている資格は3点ございます。作業責任者認定制度現場責任者、そして建築物環境衛生管理技術者、そして最後に清掃作業監督者及びそれに関する教育というところでございます。そ

それぞれ求められる要件が異なりまして、一番上の作業責任者認定制度現場責任者については、当研究所における要領に基づく資格ということで、我々の教育を受講して筆記試験に合格することで専任要件を満たすということになってございまして、そちらの合格をもって確認してございます。次に、建築物環境衛生管理技術者については、ビル管理士の国家資格となつてございまして、その国家資格に関する必要な書類のところを確認した上で、所有していることを確認してございます。最後の清掃作業監督者につきましても、同じように、この清掃業の特に必須となる国家資格になつてございまして、その記録類の確認をもって確認したということになってございます。

○岡本副主査 ありがとうございます。

では、2点目の質問ですけれども、競争性の改善の判断についてですけれども、先ほどの御説明の中で、今回問題になっていた不落随意契約が解消されて2者応札になったので、競争性が改善されたと評価しているということでございますよね。その判断についてですけれども、結果的には、不落随意契約が解消されても、事務局のほうから頂いている資料を拝見すると、落札率〇%と結構高い。それからもう1者は予定価格をオーバーしているということであつて、確かに不落随意契約は解消されたのかもしれないけれども、必ずしも競争性が改善されたとは言えないのではないかと思いますのですが、いかがでしょうか。

○菊池課長 事業契約第1課の菊池と申します。本件につきましては、確かに今回2者応札いただいて、落札率は〇%という結果にはなつておりますけれども、これまでは不落随意契約ということで3回の入札内では落札できなかったのですが、適正な予定価格を立てることによって1回の入札で落札できたということで、競争性改善の一つと考えております。

もう一つ、2者目のほうが予定価格を超過しての入札だったということでございますが、こちら、各者さんが幾らの金額で応札されるかというのは、各者さんの考え方とか、コストの評価とか、そういったところにあたるようなところかと思っておりますので、そこについては、本来は2者とも予定価格内で競っていただくのが一番かと思うのですが、今回は結果として2者目は予定価格超過となりましたが、不落随意契約は解消されたことから、競争性は得られたのではないかと判断しております。

○岡本副主査 ありがとうございます。今の御説明で、なるほどと思うところもあつて、すけれども、実は今日の機構さんの3つ目の案件は、2者応札で1者が予定価格オーバーで、1者だけが価格内。それに対して機構さんの判断としては、競争性に課題が残つてい

るという判断をされているのですね。これは同じ機構という研究法人の中で、そのようになっているからというところにとらわれ過ぎかもしれませんが、同じ機構の契約において、全く外形的事実が同じ、結果的に2者応札、それで1者が予定価格オーバー、それに対しての判断が、一つは競争性が改善された、もう一つは競争性が改善されていない、残っているという判断をされているというのは、ちょっと資料だけを読むと腑に落ちない部分があるのです。それは機構さんのほうでどのようにされていますか。

○菊池課長 ありがとうございます。先ほど私から2者の応札ということで御説明いたしました。本件については、実際の入札においては2者だったのですけれども、その前の応札意思を示す書類の提出については3者、もう1者意思を示していただいたというところで、結構、複数者、3者という応札者がいたことから、そこも競争性の改善が図られたのではないかなと考えております。

○岡本副主査 ということは、3者というのと2者では違うという判断ですか。今の御説明では、3者だったら競争性が改善されている、2者だったらまだまだと、そういう判断をされているということですか。

○菊池課長 より競争性が図られたのではないかなと考えております。

○岡本副主査 その辺が何か説得力がないように思うのですけれども、これについて事務局はどのように判断されますか。

○事務局 まず事務局としましては、私は一つの担当のほうですけれども、最初の事業は、全て旧関係法人ではなくて、純粋な民間事業者3者が入札しているというところは大きい違いではないかと感じております。

○岡本副主査 これは機構さんが議論に参加されていなかったときの打ち合わせの際に出た議論ですけれども、個別の案件には個別の事情があると思うのです。そういうものを総合的に判断されている結果だと思うので、もう少し、なぜ結論が変わってきているかということが第三者にも分かるような書きぶりをしておくことが必要なのではないかなと私は思います。特に今日の御説明をいただいた中には、あまり、複数応札になったから競争性が改善されたと書かれているだけの文書というのはよくありますよね。それは今日の案件の3つ目とは違う結論を導いているような感じに受け止められますので、その辺の書きぶりなり、あるいはどういうことを実施機関と議論されたかということについては、もう少し明瞭に書いておく必要があるのではないかなと私は思います。結論に異存があるわけではありません。

○谷口参事官 御指摘ありがとうございます。事務局でございます。事務局のほうで書きぶりについて検討させていただきます。

○中川主査 山本委員、お願いいたします。

○山本専門委員 名大の山本です。御説明ありがとうございます。資料A-3を拝見いたしますと、この案件については、アトックスと応札者が入札して、アトックスが落札したと、そういう話ですよ。私が理解しているところでは、アトックスというのは放射線管理が専門の会社で、応札者というのはネットの情報によると清掃が本業なのですよ。ちょっと考えると、これが逆だったら分かるのですけれども、アトックスのほうが高い値段を提示してきて、応札者が高いというのが若干引っかかっているところでありまして、ここについて何かその理由をヒアリングで突っ込んで聞かれましたでしょうか。

○川原課長 原子力科学研究所の総務・共生課の川原でございます。アトックスについては、もともとこの企業の設立が株式会社ビル清掃という形で、清掃業者としてのスタートを切っている事業者でございます。したがって、事業の主たるものの一つには清掃業があるとしているところでございます。

○山本専門委員 なので、ウェブページに清掃業が本業ですと書いてあるところに比べて、引けを取らない金額を出せたという整理ですか。

○川原課長 そうですね。私どもとしましても、特定の業種に限定されるものではなくて、この要求される資格を満たす人員が適切に配置できる事業者であれば、清掃業務というのは十分に履行可能な業務ということも考えております。先ほどのアトックスの背景からしましても、その観点からも履行可能な事業者であると、実際にこの事業の中でもその質が担保されているというところも確認しているところでございます。

○山本専門委員 了解いたしました。

人員の確保が難しいという理由はこの案件に限らず散見されるのですけれども、この業務の分量が入札業者を減らしている方向に働いていて、そこを何か改善するような議論というのはこれまでにあったのでしょうか。

○川原課長 原子力科学研究所の川原でございます。まさに今回の市場化テストの中では、その面積の見直しを図ることで、この予定価格ないし人員の見通しというところでも、我々としてもできる限り情報の開示を、透明性を上げるということで、事業者のほうで必要な人員を立てやすいような形で対応したというところになります。面積、今回の回数の見直し、頻度の見直しというところも、それに資するものだと理解してございます。

人員の確保のところは、今の市場、それぞれの業界の中でも、非常に人員が困難なところは叫ばれているところだとは思いますが、私どもとしては引き続き、またこの情報の透明性を上げていくというところを継続的に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○山本専門委員 了解いたしました。私からは以上です。

○中川主査 稲生委員、お願いいたします。

○稲生専門委員 私は1点だけございまして、今回、1者に関しては、これは多分応札者さんだと思うのですが、予定価格を超過したということですが、ちなみに予定価格に対して割合でどれくらい超過したのか、もしかしたらお話があったかもしれないのですが、一応確認をさせていただければと思うのですが、何%くらい上回ったのでしょうか。

○菊池課長 事業契約第1課の菊池です。恐れ入りますが、予定価格を類推するようなお答えになってしまいますので、後ほど事務局の方を通して回答させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○稲生専門委員 はい、結構でございます。通常どおりのルールで御回答いただければと思います。よろしくお願いいたします。

それはそれとして、申し上げたいのが、確かに2者の会社が参入なさったということですが私は評価しておりますし、結論的にはそれほど総合的評価で違和感はないなと思って聞いていたのですが、ただ、後ほど聞くであろう、その割合というか、超過率があまりにも高い、例えば30%も40%も超過したということであれば、本当の意味で競争が働いたのかなということに関しては疑問符をつけざるを得ないのかなという問題意識で聞かせていただいた次第です。

私からは以上です。

○菊池課長 ありがとうございます。

○中川主査 石田委員、お願いいたします。

○石田副主査 私も問題意識は稲生委員と同じですが、1点、追加で伺いたいのは、予定価格の決定に際して、現行業者アトックスに参考見積りを取られたのかどうか、予定価格は全部単価による積算の結果なのか、お願いします。

○菊池課長 原子力機構の事業契約第1課、菊池です。アトックスからの参考見積りの徴取ですが、こちらは機構の契約手続の中では、参考見積りを徴取するという決まりになっ

ておりますので、参考見積書は徴取しております。一方で、予定価格の積算におきましては、自らの単価で積み上げているような結果となります。

○石田副主査 ありがとうございます。予定価格は積算の積み上げだけれども、アトックスさんの参考見積りを大いに参考にしていただいていると思うのですが、参考見積りの徴取は機構さんでは1者のみですか、それとも複数者参考見積りを取るというルールになっているのでしょうか。

○菊池課長 応札いただく事業者からは全て徴取するというルールになっております。

○石田副主査 そうすると、アトックス、応札者、それから入札辞退された者の合計3者から取られたということですか。

○菊池課長 そのとおりでございます。

○石田副主査 それによって一番低いところに近い予定価格にされたということですか。

○菊池課長 予定価格におきましては、機構の積み上げで設定しております。

○石田副主査 機構の積み上げだとは思いますが、完璧な積み上げであれば参考見積り自体を取る必要はないと思うのですが。

○菊池課長 そうですね。そこはそうなっておりますが、予定価格の積算においては、当機構の単価がございます。そちらの積み上げで設定をしているのが現状です。

○石田副主査 特に、参考見積りを徴取するときに、現行業者が有利になるようなことはなかったという理解でいいですか。

○菊池課長 特別そのような何かというものはございません。

○川原課長 よろしいでしょうか。原子力科学研究所の川原でございます。今の件は、予定価格を我々で積算したのに対して、実際にこの予定価格の中での応札というのは成立してございますので、その意味でもこの履行可能性を欠くような水準ではなかったと評価してございます。

○石田副主査 承知しました。ありがとうございます。

○中川主査 尾花委員、お願いいたします。

○尾花専門委員 今の石田委員及び稲生委員の質問に関連しますが、機構の実施要項を拝見すると、技術提案書と一緒に参考見積りを、技術提案書を出される者全員から取るという仕組みになっているかと思えます。合っていますでしょうか。

○菊池課長 そのとおりでございます。

○尾花専門委員 そこで、機構は応札業者の価格感を理解したと思うのですが、では、予

定価格はどのタイミングで決めるのですか。

○菊池課長 タイミングとしましては、参考見積書や技術提案書を御提出いただいた後のタイミングとなります。

○尾花専門委員 それですと、石田委員が恐らく思っておられる懸念の観点も鑑みると、マーケットの履行可能な予算額を見た上で予定価格を決められていると思うのですが、それはいかがですか。

○菊池課長 一応、市場の状況なども見ながら予定価格は算出しております。

○尾花専門委員 なるほど。機構だけではないので、非難をするつもりはないのですが、最低価格落札方式のときに、多くの省庁で技術提案書を出されるときに参考見積書というものを取られるのですね。その価格というものを応札業者はどういうつもりで出しているのかなというのが不安です。それを出した後に入札で価格を入れますよね。なので、スケジュールとしては、技術提案書のときに参考見積りを出し、応札業者としては何となく機構の感触を見て、つまりは顔色を見ており、他方機構は予定価格を決め、応札業者はその後に機構の感触も参考にして、実際の価格の札を入れるというイメージで捉えて大丈夫ですか。

すみません。応札業者の気持ちは勝手な私の気持ちなので、プロセスとしては、技術提案書で参考見積書を出し、機構は参考見積書をもって履行可能な予算についての感覚を得て、その後、予定価格を決め、それをもって入札会場に行き、入札のときに各事業者が自分の考えている価格を出すと、そういうことでいいですか。

○菊池課長 御認識のとおりとなります。

○尾花専門委員 一般的な話となりますが、技術提案書を出すタイミングと価格を入れるタイミングを離してしまうと、技術提案書を出すタイミングでの機構の顔色を見て入札する価格を変えるという場面もあるのですね。業者には、一発勝負で技術提案書及び価格を出させる方がより公正な、より機構の裁量や感覚を市場に対して不公平に開示しないのできる方法と考えているのですけれども、そのような考え方はないですか。

つまり、技術提案書及び応札の札を一挙に出させるという方法です。見積書が悪くても、機構としてはかなり低いなと思ったとしても、その見積書を理由に応札業者を失格とできません。なのに、なぜこの見積書を出させるのだろうかというのが、手続的に私は疑問に思いました。または、国交省などがそういった、できるだけ適正に入札を行おうというときに、技術提案書と実際に入れる札、価格を同時に出させるというのが最近の考え方なの

で、そういう対応でさらに競争性を高めるといふか、機構が公正に入札手続をしているということを市場に知らしめるみたいな、そういう対応は難しいでしょうかね。

今決めていただかなくても結構ですが、すみません、長くなり、まとまらず失礼してきます。参考見積書を出させる意味が何なのかというのと、出させることによって何となく市場に不公正な情報伝達がされるのではないかという懸念と、それだったらもう、あとさらに参考見積書が悪くても失格にできないわけだから、価格的には、先ほども機構さんが、全部自分たちでやっています、見積もっています、客観的ですよとおっしゃるのであれば、予定価格をつくって、その後、参考見積書を出させずに一発で入札の札を入れる、一発で決めるというのは無理なのではないかという、意見を申し上げたかったものです。結論は別に、終了プロセスというのは、反対するつもりはありません。

○菊池課長 ありがとうございます。一応、現状におきましては、参考見積書を取得することによって、市場においてどれくらいでできるのかなという感覚を得るところもございますので、現状においては、参考見積書を頂くという対応をさせていただいております。

その後に、価格によって、すごく価格が低過ぎるので不合格にできないというお話もありましたけれども、その点においては技術審査という形で、技術提案書とか、そういったもので内容については問題ないのかというところは判断させていただいておりますので、そこで今回の業務に合致しないような事業者である場合は、そこで不合格になったということはあるのですけれども、価格で落とすということはありません。

現状において参考見積書を取らずに一発でというのは、なかなか判断がつかないところではございますが、御意見をいただいたということで、参考にさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○尾花専門委員 ありがとうございます。

○中川主査 ごめんなさい。今の点に関連して、私から1点確認させてください。

参考見積りを取られた各者様と入札までの間に何らかのコミュニケーションがなされていますでしょうか。

○菊池課長 事業契約第1課、菊池です。参考見積書を取った業者さんと入札までの間のコミュニケーションですね。技術提案書とかで何か問題があったりとかという場合にはコミュニケーションを取るということもございますが、本件においてはそれ以外のコミュニケーションというものはありません。

○中川主査 あくまで技術的な内容に関するやり取りのみということでしょうかね。

○菊池課長 そのとおりでございます。

○中川主査 尾花委員、お願いします。

○尾花専門委員 すみません。技術提案書に対するコミュニケーションということですが、私などが拝見する技術提案書は、これができるかという質問に対して、できますと書いてある、できることを表明しているという内容の簡単な提案書で、具体的に何か精査を要するようなものがないように思います。特にこのような清掃業務は。技術提案書で具体的にどんなコミュニケーションが想定されるのですか。しかも、最低価格落札方式だと、技術提案というのは本当にシンプルなものかと思うのです。だから、接触するといっただけで、札を出した人は機構の感覚を感じ取れると思うのですけれども。

○菊池課長 事業契約第1課、菊池です。本件におきましては特に問題はなかったのですが、技術提案書に関してコミュニケーションを取るという機会はありませんでしたが、一般的な契約において、何か機構のほうで条件を付していたりする場合に、その条件に合致しないような仕様が提出された場合には、コミュニケーションを取るということになります。

○中川主査 尾花委員、よろしいですか。

○菊池課長 以上となります。

○中川主査 ありがとうございます。

では、和田委員、お願いいたします。

○和田専門委員 和田でございます。詳細な説明、ありがとうございます。私からは、資料1の4ページ目の6の(3)の「経費については、市場化テスト実施前と、清掃面積減及び賃金上昇率を考慮し比較した結果、削減効果があった」という形で、今回の市場化テストはうまくいったという結論で、次回、市場化テストを終了するというお話だと思うのですが、今回、最低賃金の上昇とかというのは、恐らく令和3年より以前の状況、それから令和6年以降の状況というので、ここの最低賃金の上昇というのはそれまでの状況とかなり状況が変わった形になっていたかと思います。今回は清掃面積を削減するという形で対応なさったと思うのですが、今後こういう形でやっていると、想定していた以上の最低賃金というか、賃金の上昇が図られたときには、この後はこれをどのように対応するとお考えなのか、少しお伺いしたいなと思って質問させていただきました。よろしくをお願いします。

○川原課長 原子力科学研究所総務・共生課の川原でございます。貴重な御質問、ありが

とうございます。今回、見直し、改善を図った件の一つに、清掃頻度の見直しという件がございました。この清掃頻度の見直しについては、御指摘のとおり、衛生水準を確保するという観点からは、一定の下限には達していると認識してございます。今回の市場化テストの中で実施しました取組の中で、今回、不落随意契約が解消されたというところがあったということを踏まえまして、現時点で今後これ以上の大幅な条件の緩和の余地というのは限定的になるのかなと考えているのですけれども、一方で今後に向けた対応といたしましては、今回の取組の対応を引き続き継続していくとともに、さらにこの作業条件の明確化、業務の効率化といったところを通じて、さらなるコストの低減またはその改善の可能性ということを検討していきたいと考えてございます。

○和田専門委員 ありがとうございます。少し気になったのは、この最低賃金の業務そのものが結構最低賃金で通常の場合はいろいろできるような作業なのだけでも、やっている対象が原子力科学研究所であるということで、特別ないろいろな配慮を要するという状況の下に民間の類似したような作業をやるということで、茨城県の令和3年のときの最低賃金は874円だったわけですけれども、そのとき大体1,940円ぐらいという形で、特別に、危険手当ではないですけれども、それなりの作業をやってもらうための賃金を出していたわけなのですけれども、それが今になると1,074円、そしてこれから1,500円にもなるという形になると、相対的な人件費の単価というのが落ちてしまって、結果的に作業してくださる方が嫌がるというか、あまり割がいい仕事でなくなって、特にそういう技術職ではない比較的賃金の低いところという形になると、最低賃金が高くなると、より労働条件のいいところに移動しやすい形になるので、結果的に、公共事業の土木とか建設とかも同じような感じなのかもしれませんけれども、そういう形で経費を節減することだけに着目してしまって、質の部分をしっかり担保する何か歯止めみたいなものを考えておかないと、その労働人口そのものの確保がすごく大変になるのではないかなと。特にこちらのほうは茨城なので、なかなか人を確保するのが大変になるのではないかなというのがちょっと気になったので、質問させていただきました。

私からは以上でございます。

○川原課長 原子力科学研究所の川原でございます。貴重な御指摘の点ありがとうございます。今後も、市場価格を踏まえながら、地域性というところは一定程度あると私も思っております。今回の入札においては、事業者自らがこの入札の中で費目を提示し、その履行可能性を踏まえて合理的な判断として1回目の中で落札したという形になりましたけ

れども、今後もこういった市場の動向というところも確認しながら、質も下がらないような形に対応していきたいと、また継続的に考えていきたいと考えてございます。貴重な御意見どうもありがとうございました。

○中川主査 奥委員、お願いします。

○奥副主査 ありがとうございます。すみません、だいぶ時間がたっておりますけれども、1点確認させていただきたい点がございます。市場化テスト終了という結論自体には異論はございません。1点、この記述で大丈夫か、気になるところがございまして、資料1の中の2ページの下半分辺りに最低限満たすべき水準とその評価を記述していただいているのですけれども、この2つ目の項目で、ごみを可燃ごみと不燃に分別してクリーンセンターに搬出するということが書いてございまして、これは例えばその一廃と産廃の区分とか、あとは資源物をどうしているのかというところをしっかりと区別されて、それぞれの業のこれは運搬までするわけですから、収集運搬の業の許可も持っていないといけないところですが、そこもちゃんと確認されているかどうかというところですが、

そもそもこのごみの分別の区分がこういう記述で大丈夫か、そもそも廃掃法(※)に沿った記述になっていないので、法令違反がないということが確認できるかどうかというところが不安なので、一応確認させていただければと思います。

※廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)

○川原課長 原子力科学研究所の川原でございます。御指摘ありがとうございます。まず産廃については、場所の管理という観点でも別に対応してございます。ですので、この契約の中ではあくまで可燃ごみ、不燃ごみといった分別のところだけを対応いただいているということです。

○奥副主査 事業系一廃ということですね。ふだんは産廃のほうで別の事業者と契約しているということですか。

○川原課長 御指摘のとおりです。

○奥副主査 分かりました。業の許可も確認されているということですね。

○川原課長 御指摘のとおりでございます。

○奥副主査 分かりました。それであれば、法律上問題ないかと思います。ありがとうございました。

○中川主査 ほかによろしいでしょうか。

石田委員、お願いします。

○石田副主査 すみません、結論に異論はないのですが、今後新規参入を促し競争性を確保するという点で、ロボット清掃等も可にするとか、何か世の中の流れに沿った新しいやり方というのも随時検討いただければと思います。

以上です。

○川原課長 原子力科学研究所の川原でございます。貴重な御意見ありがとうございます。私どもとしてもいろいろ模索しているところですが、御意見を参考にさせていただきます。ありがとうございます。

○中川主査 ほかによろしいですか。

大見委員、お願いします。

○大見副主査 すみません、少し話が戻ってしまうのですが、先ほどの予定価格と参考見積りの件のところで質問ですが、予定価格の決定に至るまでには、機構に単価というものがあって、それを積み上げることによって予定価格を決定するというお話があったかと思うのですが、予定価格を決める前には参考見積りを取って市場の状況を踏まえて決定されるということだったと思うのですが、どの部分に参考見積りの内容が考慮されて反映されるのかがよく分からなくて、単価の部分はもう固定のものがある、業務量とか、そういうところに反映するという事なのではないでしょうか。参考見積りと予定価格との関係が先ほどのお話の中で理解できなかったため、追加で質問させていただきました。

○菊池課長 ありがとうございます。予定価格の策定の内容に踏み込んでしまうようなところがあるので、細かいところは今この場ではお伝えできませんので、また事務局さんを通して御回答させていただくということでもよろしいでしょうか。

○大見副主査 承知しました。ありがとうございます。

○中川主査 ほかによろしいでしょうか。

○事務局 事務局でございます。JAEA様に確認ですが、先ほど岡本委員の御議論の中で、落札率の具体的な数字について言及があったと思います。こちらは最低価格落札方式ですので気になったのですが、落札率を議事録に載せても大丈夫でしょうか。

○菊池課長 落札率は、予定価格が類推されてしまうため、非公表としていただきたいと思っております。

○事務局 承知しました。落札率の具体的な数字につきましては、議事録作成の際に調整させていただきたいと思っております。

○菊池課長 よろしくお願いたします。

○中川主査 よろしいでしょうか。

石田委員、何かございますか。

○石田副主査 今のお話で、公表してほしくない情報であれば、議事録で非公表ということが出来ます。今までの議論の中で、例えば2者応札だったけれども、1者が予定価格超過で超過の率を教えていただきたいというお話のときに、それはちょっとできませんので、後ほどというお話がありました。あともう一つ、予定価格をどのように決定しているのかというの、それは予定価格が類推されるのでというお話がありました。公表を控えるものについては、議事録で調整します。この議事の中では、「それは後日情報提供します」では議論が進みません。もし今差し支えなければ、議事録には公表しないとお約束の上で、先ほどからの予定価格超過というのはどの程度超過しているのか等を教えていただけるとありがたいです。お願いします。

○菊池課長 事業契約第1課、菊池です。もう1者の予定超過の率ですけれども、○%ほど超過となっております。

○石田副主査 御回答いただきありがとうございます。議事録には公開する必要はありませんが、要は予定価格を100としたとき○%ということですよ。これは、原因分析というのはされているのですか。これでは競争性は働いていないのではないのかと疑いたくなるのですが、如何でしょうか。

○菊池課長 あくまで各事業者の意思における入札となりますので、類推ということにはなるのですけれども、事業者ごとにコスト評価の考え方がありますので、入札額は変わってくるのかなと。一方で、それまで受注しているアトックスさんですと、かなり効率的な作業をしていただいております、企業努力、これまでずっと人を抱えてやっていただいているというところから、今回、入札説明会とか、そういったところで各者さんも出てきているといったところも見ておりますので、今回、企業努力という形でアトックスさんのほうが頑張っていたのかなと類推しております。

○石田副主査 御回答ありがとうございます。

岡本委員、お願いたします。

○岡本副主査 石田委員はそれでオーケーされたのでしょうか。私は逆に、○%超過しているのであれば、なぜここは競争性が改善されたという結論に行くのでしょうか。むしろ、競争性が改善されていないという結論に行くのが自然で、そういう判断を機構として出す

べきではないと思うのですが、いかがでしょうか。

というのは、機構さんは今日の案件の3つ目でそういう判断をされていらっしゃるんですよね、外形的事実だけで言えば。今までいろいろな競争性改善の取組をしてきたのだけども、競争性は残っているということ判断されて、別の論理をつくられている。こっちは競争性が改善されている、〇%オーバーしていても。というのは、私は、先ほど結論に異存はありませんと申し上げましたが、そこの言い方はちょっと問題ではないのかなと、むしろ元に戻って蒸し返して恐縮ですが、そのように思いますが。

○菊池課長 事業契約第1課、菊池です。そうですね。かなり予定価格は超過しているという状況はございますが、今回アトックスさんのほうで企業努力という形でかなり頑張っていた結果なのかなということで、こちらとしては理解した所存でございます。

○岡本副主査 ですが、そこが納得できませんと申し上げているので、そこを別の観点から述べていただかないと、はい、分かりましたとはなかなかならないと私は今思っています。

○中川主査 稲生委員、お願いします。

○稲生専門委員 私は、機構さんのお考えをただすということも確かにあるのですけれども、一方で、我々は総務省の委員会だと思いますので、総務省の公サ室の結論のほうにむしろ異論があるという形で修正をお願いするというほうが逆にいいのではないかなと思います。

○岡本副主査 そうですね。私もそう思います。そのとおりだと思います。

○稲生専門委員 実施府省さんのほうでは競争性が確保されたと総合的に判断されていたという結論に対して、逆に公サ室さんのほうで別の結論、つまり、もう一度公共サービス改革のやり方で競争入札をやるべきだという形での結論でも僕は構わないのではないかなと思います。これはもちろんほかの委員さんのお考えもあろうかと思いますが、私は、〇割を超えているというのは、正直言って、もちろん機構さんの御努力をいろいろ今説明いただいたので、それ自体に関しては評価するものの、それで情報開示もかなりされたという上で、実際の競争は必ずしもまだ働いているとは言えないという結論をこの委員会としては例えば出して、公サ室の判断で修正をお願いするという形でもあるのかなと思った次第です。これは皆さんにお任せいたします。

以上です。

○中川主査 石田委員、お願いいたします。

○石田副主査 すみません。何か寝た子を起こしたみたいになって申し訳ないのですけれども、先ほどの予定価格についても、どういう積み上げをされるのかというのは、議事録では非公表で結構なので、教えていただけるとありがたいです。というのは、これは清掃業務なので、人工が一番大きくなると思うのですけれども、人件費の単価は、最低賃金がある中で、こんなに開くのかなということをすごく疑問に思います。予定価格あるいは参考見積りで何がどう違っていたのか、差し支えない範囲で教えていただけると助かります。お願いします。

○菊池課長 事業契約第1課、菊池です。先ほど非公表ということでお知らせしたところの予定価格と参考見積書の関係ですけれども、・・・という結果になります。

○石田副主査 ありがとうございます。よろしくお願いします。

○中川主査 尾花委員、お願いします。

○尾花専門委員 時間が長くなり申し訳ないのですけれども、過去の実施状況の開示はほとんどしていただけていないという理解です。請負契約なので、受託事業者からは開示はしてもらえませんでした。参考までに機構が望む人員についてお知らせしますという形で、実施状況の開示の欄は埋められているようで、実はあまり埋められていないという理解をしています。仮に今回終了に行くにしても、いろいろな手段で実施状況の開示をしてください。今、石田委員がおっしゃったように、工数が全てなのであれば、せめて工数ぐらい請負契約でも開示してくれている例は、この公サ法の実施要項では、一般的というか、相当多くの業者が、請負契約だとしても工数ぐらい開示してくれていますので、これはそれもないままずっと同じアトックスが受注していて、今後も同じような状況になりそうな気がするので、開示については説明回答でもしていただけるとありがたいです。

○川原課長 原子力科学研究所の川原でございます。今回、この情報の開示の中で、この要項のほうで別紙2というところで、業務に従事する要日数の例ということで記載しております。請負契約にしているので、詳細な開示は受けられないとしているものの、本業務における要員の構成例ということで、業務に従事する要員数30名程度、週5日7時半から16時半といったところを今回お示しするところも新たに取組んだ一つでございます。

以上になります。

○中川主査 尾花委員、お願いします。

○尾花専門委員 しつこくて、ごめんなさい。それは実数ではなくて、例として誰が開示

しているのですか。例として機構が開示しているのだとあまり意味がなくて、過去の実施状況なので、実施した実際を開示していただけるといいなというのが意図でした。読んだ上で、例ではなくて、実例をお願いしたいなというところのお願いでした。

○川原課長 原子力科学研究所の川原でございます。御指摘の趣旨を補足いただきましてありがとうございます。確かに御指摘のとおり、例として示しているものでございます。各企業の考える体制、考え方というところによって変わってくるところもあるので、なかなか我々としても表現が難しいなと考えていたところだったのですけれども、今回このような形で示しましたが、よりよい在り方というところは引き続き考えていきたいと思えます。御助言ありがとうございます。

○中川主査 石田委員、お願いします。

○石田副主査 すみません。また予定価格ですが、・・・な気がするのですが、教えてください。お願いします。

○菊池課長 事業契約第1課、菊池です。一応市場を見るということでお答えしたのですが、・・・あくまでも参考見積書も市場を見る一つにはなっておりますが、機構の単価も市場を反映した単価となっておりますので、そこで比較をさせていただいております。

○石田副主査 ありがとうございます。すみません、ぐるぐる回って恐縮ですが、そうであれば、尾花委員が最初にお話しされたように、参考見積りを取って市場が受入可能かどうか見る必要もなく、そのまま入札というのも可能かなと思いました。これは感想です。どうもありがとうございました。

○菊池課長 貴重な御意見、ありがとうございます。

○中川主査 岡本委員、お願いします。

○岡本副主査 先ほど予定価格のところちょっと議論があつて、稲生先生から提案された、機構さんではなくて事務局としてこれをどう扱うかというところの話が宙ぶらりんになっているのですけれども、これはどのように持っていかれるのでしょうか。

○谷口参事官 事務局でございます。予定価格の超過につきまして、先ほど私は総合的に事情を勘案して判断すると申し上げましたが、それをもってしても競争性がないのではないかという御意見をいただきましたので、これは主査に御提案ですが、今回の結論につきましては、継続ということで評価(案)を修正してはいかがかと考えておりますが、主査、それから委員の皆様のお考えはいかがでしょうか。

○中川主査 私は同意いたします。もし反対があるようでしたら御発言ください。

よろしいようです。

○谷口参事官 ありがとうございます。それでは、議論の結果、そのような形で修正を考えさせていただきたいと存じます。ありがとうございます。

○中川主査 よろしく願いいたします。

ほかに御意見、御質問のある委員はいらっしゃいますか。

ありがとうございました。

それでは審議はここまでとさせていただきます。

事務局から確認すべき点があればお願いいたします。

○事務局 先ほど事務局から御説明した以外は、特にございません。報告事項は報告させていただきたいと思います。

○中川主査 ありがとうございます。

事務局案は終了プロセスへ移行となっておりますが、本日の審議を踏まえ、市場化テストを継続することで評価（案）の修正をお願いいたします。

なお、監理委員会へは、修正後の評価（案）とともに、修正に至った経緯についても併せて報告願います。

事業評価（案）の審議は以上となります。本日はありがとうございます。

○事務局 JAEA様、本日はありがとうございました。事業評価（案）の審議は以上となります。御退出いただき、次の案件の担当部局と入れ替わりをお願いいたします。

本日はありがとうございました。

(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構退室)

(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構入室)

○中川主査 それでは、第761回入札監理小委員会を再開いたします。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の図書館における学術情報の管理運用業務の実施状況について、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所プロモーション・オフィス科学技術情報課権田課長から御説明をお願いしたいと思います。なお、御説明は10分程度でお願いいたします。

○権田課長 御紹介いただきました日本原子力研究開発機構科学技術情報課の権田と申します。それでは、資料2に基づいて説明させていただきます。

まず1ポツ、事業の概要です。

(1) 経緯。国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の「図書館における学術情報の管理運用業務」については、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づき、平成30年度から公共サービス改革基本方針に従って民間競争入札を実施しており、現在実施している事業は3期目に当たります。

(2) 業務内容です。本業務の内容は、機構の原子力科学研究所に所在する図書館において、図書・学術誌・技術レポート等の受入れ、目録作成、装備、管理（図書館利用環境の維持、所在検査等）及び配付等の学術情報管理に関する業務全般を行うものでございます。

(3) 契約期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間です。

(4) 受託事業者は、株式会社アSENDです。

(5) 実施状況評価期間は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間です。

(6) 契約金額は、税抜きで3,240万円となっております。

(7) 契約相手方決定の経緯ですけれども、本業務に係る落札者の決定は、最低価格落札方式により実施することとしており、実施要項及び入札説明書に基づき入札参加者3者から、令和6年1月26日までに提出された技術提案書について、本件に係る技術審査を行った結果、要求事項を全て満たしておりました。同年2月8日に開札し、最低価格落札方式により予定価格の範囲内で最低価格を提示した株式会社アSENDを落札者として決定しております。

続いて、2、確保されるべき対象業務の質の達成状況及び評価です。機構の「図書館における学術情報の管理運用業務」における民間競争入札実施要項において定めた確保すべき対象業務の質の達成状況に対する当機構の評価は、次のページから続く表のとおりとなっております。いずれの項目においても業務の質は設定どおり確保されている状況です。

表の詳細については説明を割愛させていただきますけれども、最低限満たすべき水準として設定した機構による確認後の修正作業の発生割合は大変低い状態でございます。また、作業の期日を設けているものについても、設定した営業日以内に作業が完了している状況です。加えて、件数の水準を示したものについても、水準を上回る件数を作業しているということです。加えて、事業者から提案を求めることに関しては、後ほど説明させていただいておりますけれども、こちらについても、提案して適正な図書館利用環境の維持に貢献しているという状況です。こうしたことから、全ての業務に関して業務の質が確保され

ていると判断しております。

続いて、3ポツ、実施経費の状況及び評価については、契約を担当しております事業契約第1課の菊池より御説明させていただきます。

○菊池課長 原子力機構財務契約部事業契約第1課の菊池と申します。3ページの下から4ページにかけてですけれども、3、実施経費の状況及び評価について御説明いたします。

本件につきましては、第3期において成果情報の管理等に係る業務を対象外としておりますが、市場化テスト前との経費を比較するために、本件と研究開発成果情報の管理等に係る業務の合計額を用いて比較しております。これらを比較しますと、表1のとおり、契約金額は732万4,650円、約15.8%増加しておりますが、一方で表3のとおり、市場化テスト前と第3期におきましては34.9%の賃金上昇が見られ、それらを考慮しますと、第3期の契約額は6,264万2,916円が見込まれるところ、5,376万4,650円であり、表2のとおり、887万8,266円、約14.2%の削減効果がございました。

以上より市場化テスト以前と比較しまして、一定の経費削減効果があったものと考えております。

続いて、4番の民間事業者からの改善提案による改善実施事項等以降につきましては、権田から御説明させていただきます。

○権田課長 4、民間事業者からの改善提案による改善実施事項等について説明させていただきます。

民間事業者からの下記提案により、利用者の利便性を向上させることができました。

(1) 新着図書用スペース確保。閲覧室の棚に空きスペースがなく、新しく到着いたしました新着図書用のスペースが確保できていなかった状況について、民間事業者の提案により毎年発行されるようなものについて、その図書資料の過去分を移動したことで、新着図書の配架スペースを確保することができました。

(2) 雑誌所蔵情報の冊子体及び電子体の紐づけです。オンライン所蔵目録において雑誌を検索した際、冊子体及び電子体双方の利用が可能な場合であっても、同一のタイトルが別個のレコードとして表示される仕様になっておりました。また、各レコードの詳細情報には資料形態（冊子体・電子体）の別が明示されておらず、検索時に資料形態を誤認するおそれがありました。この課題に対しまして、民間事業者からの提案により、電子体を利用可能な冊子体のレコードに対してIDの紐づけを実施しました。これにより、オン

ライン所蔵目録における冊子体・電子体の対応関係が明確化され、検索の利便性が向上いたしました。

(3) 図書背ラベル標記の変更です。研究室へ長期に貸出しを行っている図書の背表紙には、各組織名のラベルが貼り付けられております。それについて、組織変更のたびに各組織内でラベルの貼り換えができていないことから所在検査時に相違が判明しました。この課題に対しまして、民間事業者からの提案により組織名の記載方法変更及び資料番号の貼り付けを実施しました。これにより、各組織での貼り換え作業が軽減され、図書記載の組織名と所在地の乖離が解消されました。

続いて、5、全体的な評価です。令和6年4月1日から令和8年3月31日までの図書館における学術情報の管理運用業務については、下記の1)から5)のとおり、重大な障害や問題は発生しておらず、仕様どおりかつ期限の定めがあるものは期限内に遅滞なく実施されていることから、設定したサービスの質は確保されていると評価できます。また、実施者の創意工夫による改善提案がされたことで、図書館の利用者の利便性向上及び業務の効率化が図られたことは評価できます。

1) 実施期間中に民間事業者が業務改善指示等を受ける、あるいは業務に係る法令違反行為等を行った事案はございませんでした。

2) 機構には、監事及び外部有識者（教授、弁護士等）で構成され、契約の点検・見直しなどを行う契約監視委員会が設置されており、その枠組みの中で実施状況報告のチェックを受ける体制が整っております。

3) 1期目から以下の取組により改善を図ったところ、今回の入札は3者応札となりました。

イ) 新規事業者の入札参加の促進。

ロ) 資格要件の緩和。

また、イ) の新規事業者の入札参加の促進においては、周囲の機関・大学等へのヒアリングを行い、同様の業務を受託している事業者に対し積極的な声かけを行った結果、現地説明会参加者及び応札者の増加につながったものと考えております。なお、入札説明会に参加したものの応札しなかった企業に対して後日不参加のヒアリングを行ったところ、3者とも人材確保が困難であったとの理由であり、実施要項に参入障壁に当たる点がなかったものと考えております。

4) 対象公共サービスの確保されるべき質に係る達成目標について、目標を達成してお

りました。

5) 経費につきましては、賃金上昇率を考慮し市場化テスト前と比較した結果、実施経費の水準以上の経費削減効果がございました。これらは、同様の業務を受託している事業者への声かけ、現地説明会の開催並びに資格要件の緩和が応札者拡大につながり、結果として各応札者の競争性が働いたものと考えております。

6、今後の事業です。5、全体的な評価のとおり、本事業について総合的に判断すると良好な実施結果を得られていることから、次期事業においては、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」に基づき、市場化テストを終了し、当機構の責任において実施したいと考えております。

なお、市場化テスト終了後においても、これまで官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳密にチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、評価委員会等第三者チェック機能を維持し、引き続き法の趣旨に基づき公共のサービスの質の向上、コストの削減等を図る努力をしてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○中川主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価（案）について、総務省より5分程度で御説明をお願いいたします。

○事務局 それでは説明させていただきます。

まず、本事業につきましては、終了プロセスに移行することが適当であると評価してございます。

こちらの事業の選定の経緯でございますが、評価書の1ページに記載させていただきましたが、本事業は、機構において、関係法人のみによる応札や落札率が100%に近い状況など不透明な調達が多く実施されていることを指摘する新聞報道を発端として、監理委員会として透明かつ公正な競争の導入等により、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を見込めないか検証する過程におきまして、機構から自主的に選定された事業でございます。

事業の経緯等につきましては、ただいまの国立研究開発法人日本原子力研究開発機構様からの説明にありましたので、省略させていただきます。

3期目の評価につきましては、こちらは評価書の2ページ目以降でございます。

(2) 対象公共サービスの実施内容に関する評価でございますが、確保されるべき質として設定したいずれの事項につきましても目標は達成され、また民間事業者からの改善提案についても適切に対応されていることから、質は確保されていると評価しております。

また、民間事業者からの提案に対する取組を行い、利用者の利便性を向上させておりません。

(3) 実施経費に関してですが、本事業の契約金額に関しましては、当該業務に必要な備品等はJAEAから全て貸与するものとしていることから、物件費はなく全て人件費となっているところでございます。

今回の評価に当たりまして、市場化テスト前と3期目の経費を比較するために比較対象となる業務内容を同一とする必要性から、3期目の契約金額を学術情報の管理運用業務と3期目で切り離しました研究開発成果情報の管理等に係る業務の合計額5,376万4,650円としまして、市場化テスト前の契約金額4,644万円と比較しました。その結果15.8%の増加となりましたが、表3にありますように、市場化テスト前と3期目の間の賃金上昇率34.9%を市場化テスト前の金額に反映させますと、実質的に887万8,266円、14.2%の経費削減があったものと評価できます。

次に6ページでございますけれども、(4)選定の際の課題に対する改善でございます。報道等において報じられた機構の関係法人のみによる応札につきましては、官民競争入札監理委員会の指導・助言を受けまして、1期目からの取組としまして、周囲の機関あるいは大学等へのヒアリングを行い、同様の業務を受託している事業者に対し積極的な声かけを行ったことや、資格要件を緩和したことにより、結果、3期目におきまして3者応札するに至る改善が認められたものと評価しております。

続きまして、評価のまとめでございます。こちらは6ページ以降になりますけれども、業務の実施に当たり確保されるべき達成目標として設定された質、実施経費、競争性の改善に向けた取組につきまして、いずれも改善が図られたものと評価できます。

なお、本事業の実施期間中に委託民間事業者への業務改善指示等の措置はなく、法令違反行為等もございませんでした。また、今後はJAEAにおきまして、本事業の実施状況に関して外部有識者にチェックを受ける体制を備えており、今後も事業実施状況のチェックを受けることが予定されております。

(6) 今後の方針でございますけれども、本事業につきましては、市場化テスト終了プロセス運用に関する指針Ⅱの1の(1)の基準を満たしていることから、現在実施中の事

業をもちまして市場化テストを終了することが適当であると評価しております。

市場化テスト終了後の事業実施につきましては、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の対象から外れることになるものの、これまでの官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、JAEAが自ら公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図っていくことを求めたい、としております。

説明は以上になります。どうぞよろしく願いいたします。

○中川主査 ありがとうございます。ただいま御説明いただきました当事業の実施状況及び事業の評価(案)について、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

山本委員、お願いいたします。

○山本専門委員 名大の山本です。御説明ありがとうございます。資料B-3ですけれども、今回の業務は大体年間1,000万円ぐらいの予算であるのですけれども、これは例えば人の数でいうと、何人ぐらいに相当しますか。

○権田課長 日本原子力研究開発機構科学技術情報課の権田から回答させていただきます。これは、2名程度に当たっております。

○山本専門委員 2名程度ということですね。そうすると、さっきも同じ議論があったのですけれども、このアセンドという会社は、多分こういう図書館の管理とかは本業ではなくて、一方でそのA社とB社は多分本業ですよ。そういう会社が2人とかの人員確保が困難というのはどういう状況なのですかね。何かその辺をヒアリングされましたか。

○権田課長 権田から回答させていただきます。今回、A社とB社におかれましては、今回人員確保が難しかったわけではなく、2者に関しては入札に参加されている状況です。

○山本専門委員 そういことですか。だから、この人員確保が困難というのは、6者の中の残りということですか。

○権田課長 そうですね。はい。

○山本専門委員 なるほど。そういうことですね。だから、この2者は少なくとも100%以上で、この1者が○%で出していたという状況ですね。

○菊池課長 事業契約第1課、菊池です。そのとおりとなります。

○山本専門委員 了解です。分かりました。私は一旦、以上です。

○事務局 岡本委員が手を挙げておられます。すみません。

○中川主査 岡本委員、お願いします。

○岡本副主査 ありがとうございます。今の点に関しましても、先ほどの問題意識と全く同じなのですが、ちょっと違う観点で申しますと、報道等において報じられた機構の関係法人というのは、株式会社アセンドのことですか。

○権田課長 株式会社アセンドと承知しております。

○岡本副主査 これは事実なのですね、報道は。

○権田課長 当時、株式会社アセンドが機構の関係法人であったことは事実でございます。

○岡本副主査 その後、状況に変化はなくて、今も関係法人ですか。

○菊池課長 事業契約第1課の菊池です。現在、関係法人は解消されておまして、通常の民間企業という扱いになっております。

○岡本副主査 分かりました。そうしたら、別の点ですけれども、先ほどと同じ質問になりますが、予定価格をオーバーした2者のオーバー率というか、これは非公表という形で今この会議でお示ししていただけますか。

○菊池課長 事業契約第1課、菊池です。非公表ということで、この場で御回答させていただきます。A社が〇%、もう一つのB社が〇%となります。

○岡本副主査 なるほど。そうすると〇%と〇%、先ほどの例よりはだいぶ低くなってはきているということですね。

○菊池課長 はい、そのとおりとなります。

○岡本副主査 それで、落札されたアセンドさんは、落札率は〇%ぐらい。これは、ほかの業者の方が手を挙げられるということで、もろもろのことを考慮されて大分下げられたという理解をされていらっしゃるわけですね。

○菊池課長 そうですね。入札説明会などをして、競争性などが図られた結果だと思っております。

○事務局 すみません。御審議の途中ですが、奥副主査は、別件があつて、ここで御退席されます。

失礼いたしました。続けていただいて結構です。

○中川主査 すみません、ちょっと私から確認させてください。先ほどおっしゃられた〇、〇という数字は、予定価格の〇%増しではなく、〇%増しということで合っていますか。

○菊池課長 はい、予定価格の〇%増しと予定価格の〇%増しとなります。よろしく願いします。

○中川主査 分かりました。ありがとうございます。

岡本委員、よろしいですか。

○岡本副主査 そこは理解いたしました。

それで、先ほどの質問になるのですが、今回の落札率〇割というのは、そういうもろもろの状況をこの業者の方が勘案されて下がってきたという理解を機構さんはされていらっしゃる。そういう意味で競争性が改善されたと総合的に判断されているという理解ですね。

○菊池課長 その点もありますし、ほかにも、今回は3者応札していただいていた、民間の全く旧関係法人ではない企業さんも入っていただいていたという、総合的に判断しまして競争性が図られていると思っております。

○岡本副主査 なるほど。分かりました。一旦、了承いたしました。

○中川主査 ほかに御意見、御質問のある委員はいらっしゃいますか。

尾花委員、お願いします。

○尾花専門委員 根掘り葉掘り質問してしまい、大変申し訳ないのですが、こちらの事業も参考見積りを取られていると思います。参考見積りを取った後、予定価格を策定したプロセスを教えてください。

○菊池課長 これも先ほどの案件と同じで、参考見積書を徴取しました。あと、・・・予定価格を設定しているというものになります。

○尾花専門委員 ありがとうございます。・・・と比較して予定価格をどのように設定したかという観点から教えてください。

○菊池課長 参考見積書は、・・・となっております、最終的には、ここは非公表にさせていただきたいところなのですが、・・・となっております。

○尾花専門委員 ありがとうございます。

あと1点、手続について教えていただきたいのですが、機構のほうは、技術提案書の受領部署と入札を実施する、入札の札を受領する受領部署とは同じですか、それとも違いますか。

○菊池課長 技術提案書を受領する場所ですか。

○尾花専門委員 これは、先ほど来申し上げている、技術提案書と一緒に参考見積りを出すことによって、業者と機構の間で今回の事業の入札について接触する、機構の反応を開示できるチャンスが生まれているという発想から申し上げます。非常に厳格にするような入札手続の場合には、技術提案書等を受領する部門と実際に入札手続を行う部門を別

にします。なので、そのような取扱いがされているのかどうかということを伺いたかった次第です。

○菊池課長 両者とも受領する部門は一緒で、契約部門となっております。

○尾花専門委員 分かりました。御提案なのですが、本件は複数応札も出てよかったと思うのですが、従来からずっとアセンドであり、穿った見方をすれば、2者入ってくることを察知したアセンドがさらに価格を頑張っていたと見るという意味では、競争がされているのかなとは思いますが、しかし、長い期間同じ業者が入札しているような場合、特に機構との関係が親しくなってしまうと、予期しないで価格についての印象みたいなものが漏れてしまうといけないので、技術提案書の部門及び契約部門を別にして遮断するというか、価格が公正に決められるようなプロセスを御検討いただいてもいいのかなと感じました。

○菊池課長 ありがとうございます。一方で、技術提案書は契約部門で受領するのですが、内容の確認においては、契約の請求部門のほうで確認をいただいております。

以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○中川主査 ほかに御意見、御質問のある委員はいらっしゃいますか。

よろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、審議はここまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき点があればお願いいたします。

○事務局 事務局からは特にございません。

○中川主査 それでは、本日の審議を踏まえ、事業を終了する方向で監理委員会に報告することといたします。

事業評価（案）の審議は以上となります。本日はありがとうございました。

○事務局 事務局でございます。JAEA様、ありがとうございました。評価の御審議は以上となりますので、次の部署と入れ替わりをお願いいたします。

本日はありがとうございました。

（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構退室）

○事務局 審議の途中ですが、ここで稲生委員におかれましては別件がございますので、御退席いただきます。稲生委員、本日はありがとうございました。

○稲生専門委員 ありがとうございました。すみません。皆様、失礼いたします。

（稲生専門委員退室）

(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構入室)

○中川主査 それでは、第761回入札監理小委員会を再開いたします。

初めに、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の地層処分研究開発に関連する運転管理に係る業務の実施状況について、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構BE資源・処分システム開発部核種移行研究グループ、能登屋グループリーダーから御説明をお願いします。御説明は10分程度でお願いいたします。

○能登屋グループリーダー ただいまお話のありました日本原子力研究開発機構核種移行研究グループのグループリーダーをやっております能登屋と申します。よろしく申し上げます。

本日ですが、まず初めに、説明に入る前に、資料3-2に一文、誤りがありましたので、その訂正から入らせていただきます。資料3-2を御覧になっていただきたいのですが、自己チェック資料と書かれているものです。こちらの3ページ目、一番上に「○関連事業の統合について」とあって、その下に、5行目、全体で6行目になるのですが、
「検討を行ってきた。令和2年度に実施された」と書いているのですが、これは調べたところ令和3年でしたので、2を3に訂正させていただきたいので、ひとつよろしく申し上げます。

それでは、本題に入らせていただきます。

まず、新規に入られた委員の方々がおいでになるということなので、資料C-2、こちらは非公表にはなっているのですが、こちらの資料を使って簡単に、地層処分に関する我々のやっている業務について、概要を説明させていただきます。

構成としては、左側に業務が書いてあって、こちらを御覧になっていただければいいのですが、使用済みの燃料を再処理したときに発生する放射性廃棄物、これを最終的には法律に基づいて処分させていただくのですが、この技術を開発するのが我々の使命になっております。そのために、施設、核燃料サイクル工学研究所なのですが、こちらのほうに施設を大きくここには2つ書かせていただいているのですが、上側、地層処分基盤研究施設というところの施設と、下の地層処分放射化学研究施設、こちらの大きく分けて2つ、この施設を使って研究開発をさせていただいております。その研究開発施設ですが、放射性物質を使わない地層処分基盤研究施設と、あとは放射性物質をどうしても使わなければならないような研究に関しては、その下側にある放射化学研究施設、こちらの2つを使って研究開発をやっていると。

その研究開発をやるに当たって、「業務内容」と右側に書かせていただいているのですが、地層処分基盤研究施設及び放射化学研究施設における、例えば各種ユーティリティ設備の運転・保守とか、あとは施設の営繕とか、あとはそれに附帯するような業務を実施していただくというのが、この業務の概要となっております。

概要については以上になりますけれども、説明として、資料3-1に基づいて御説明させていただきます。

事業の概要については先ほど述べさせていただきました。研究開発に対する施設という観点での支援業務を行っていただくのが本件になります。

(1) 業務内容も、先ほど述べさせていただいた話になります。

契約期間に関しては、令和6年4月1日から3か年の契約ということで、来年の3月31日までにはなるのですけれども、この契約を結ばせていただいているという形になります。

実施事業者、現契約者ですけれども、検査開発株式会社ということで業務をやっているという形になります。

本件におきまして評価する期間としては、契約期間は来年の3月まで残っているのですけれども、令和6年4月1日の契約の日から今年の3月31日まで、この2年間の実績をもって本資料を作成させていただいております。

本業務の経緯なのですけれども、(5)でございます。令和6年4月1日の契約を締結するに際しては、入札参加者2者ということで入札をしていただいて、中から審査して、要求事項を満たすという判断の下、最終的に最低価格を提示した検査開発株式会社が応札者ということで、現在業務を実施していただいているという形になっております。

2番ですけれども、サービスの質に関しましては、その次のページ、2ページ目を御覧になっていただきたいのですけれども、3点、業務の内容、あとは施設の運転管理に関する障害の件数とか、あとは規程基準類の逸脱、こちらのほうから判断させていただいても、この3点ともサービスの質は確保されている、要するに逸脱しているところはないという判断に至っております。

3番の価格についてなんですけれども、こちらは費用に対しての比較については、単純には比較ができないような形になっております。どういうことかといいますと、これはもともと、こちらの本件、小委員会が始まるに当たってですけれども、もともとは大きな1つの契約だったものを、小委員会からの御意見をいただくような形で分割を繰り返してきて

おりまして、現在は3つに分割したうちの1つになっています。なおかつ、その3つに分解した中からさらに、後ほど詳細を説明させていただきますけれども、1点、プルトニウム取扱業務というものを別の契約、要は抜き去るという形で簡略化させたということによって、今までと契約が変化してきているので、単純には比較ができないということで、それぞれの金額を抜いた形で今回、費用の効果というものに関しては計算させていただいております。

こちらは右側のページになってくるのですけれども、最終的には削減率というところで0.32%という形で出させていただきます。こちらに関しては、これまでの物価の上昇とか、あとは人件費、労務費の上昇傾向を踏まえますと、数字としては小さいのですけれども、効果はあったのではないかと判断しているところでございます。

その次のページの4ポツのところに移らせていただくのですけれども、現在の検査開発株式会社様からは、業務をする上に当たって、いろいろな改善とか、あとは改善の実施というものをやってきていただいております、こちらについて紹介しているのが本項目になるのですけれども、作業のリスクを低減する試みということで、例えばミーティング強化を自主的にやっていただいて、危険の芽を潰していく試みとか、あとはそれに基づいて作業手順の改善につなげて、実際にその改善もしていただいているということで、作業リスクの改善に努めていただいたというところもあります。

また、安全性への対策や業務の効率化に関しても、これは昨年度になるのですけれども、本契約の中には、営繕や保守点検だけではなくて、異常事態への対応とか、非常事態、こちらもそうですけれども、対応というものを契約に含めて、何かあったときには一丸となって動けるような形で契約を組んでおります。

その中で、実際に訓練にも参加していただいている、実際に消防、これは地元の公設消防、実際の消防署と連携で行った訓練、我々の先ほどの対象施設で行った訓練なのですが、こちらで様々な意見聴取、実際に動くというものを含めて参加していただいて、最終的には今後の訓練や実際の発生する事故・トラブルにおける対応方針とか、あと作業の改善というものに意見を出していただいて、実際に取り組んで改善をなすことができているということになっております。

続きまして、5ポツの競争性改善に向けた取組ということで、本件は平成30年4月から小委員会で御審議いただき、現在5期目になっております。これまでに小委員会におかれましていろいろな意見をいただき、それで改善を続けてきました。その改善を、全

部で18件あるのですけれども、ここに記載させていただいています。

例えば、これは後ろの事故チェック資料にも同様なことを書かせていただいているのですけれども、仕様書に業務内容を一覧として提示させていただいて、一目で全体が分かるようにしましたということとか、あとは業務量の発生頻度、どんな項目が何時間くらいかかるかというのを見て、負担が分かるような試みとか、あとは原子力機構と受注者の作業分担、責任分担というのはどういうものなのかというのがきっちり分かるように中に示させていただき、あとは入札する際に、その者が本当にこなすことができるのかどうかというのを予習ができるようにということで、実際に取り扱う設備や機器のメーカーの型番を一覧で入れるという試みも行っております。

あとは、実際に受注した後に従っていただく規定や基準類、マニュアル類については、実際に事前に見たいという場合にはお見せするということができるように、仕様書に記載させていただいております。ただし、核物質防護の観点から公開できない部分については、合意の上で除かせていただくということはさせていただきます。それに似たような形になるのですけれども、これはまたその次の年に採用させていただきましたけれども、もし電子媒体で必要だという場合には、デジタル化したものをお送りするということもできるように、仕様書上で改訂させていただいて取り込みました。

あとは、字ばかりの仕様書だったのですけれども、それでは分からないだろうということで、図面だけではなくて、写真も入れるように工夫しております。イメージが湧きやすいようにということで仕様書を書いているということをやらせていただいております。なおかつ、業務内容について、質問は今まで紙で受け付けて、紙で返していたのですけれども、それを希望するのであれば、実際にこちらに来ていただいて、対面で納得いくまで回答するということができるように仕様書を改訂しております。

なおかつ、これも新たになんですけれども、もしその業者が希望する場合には、今巷で出ております、例えばZoomとかWebEx、Teamsを含めたデジタル会議という形ででも質疑応答ができるように仕様書を書いております。

なおかつ、仕様書に今までは、こういう業務だけです、こういうことをやりますとしか書いていなかったのですけれども、先ほど資料C-2でも申しましたような、何の目的でどんな事業をしていて、そのためにこういうものが必要ですという、事業の目的が伝わるような明確な記載というのを入れております。

あとは、入札説明会は今まで東海でしかやっていなかったのですけれども、希望する場

合には東京でも受けられるようにと。こちらは、先ほどウェブで質問を受け付けるという話ではあったのですが、実際に事前説明会、入札説明会というのを東京と東海両方でもやりますよと。これを実際に2回追加できるように書いているという形にしております。もちろん、ウェブで参加したい場合には、ウェブでも参加できるようにしております。

あとは、競争性を阻害する可能性がある、これは先ほど出てきたお話ですが、もともとはプルトニウムの取扱いの業務として、その施設も我々は管理しておいて、そちらの保守管理もあったのですが、こちらは専門的な知識とか専門的な技量が要るかもしれないということで、入札を断念していた企業に対して、そのハードルをなくしてしまうという目的で、この業務を別建て、別の業務として出して、本件の業務から取り除くということをやっています。

あとは、今まで、例えばですが、本業務には7名、標準要員というものを出していたのですが、こちらは、例えば我々のところだったら、これは3人でできますよ、もしくは、自信がないので12人でやらせてくださいという企業はあるかもしれないです。そのような裁量を要するに考えていただけるという、裁量に裕度を持たせるということで、標準要員というものをなくすという試みもしております。

続きましては、また例えば1年ごとにその契約になってしまったときには、新規参入した場合には、もしくは準備が必要だということには、要するに準備でまたお金がかかってしまうかもしれないということで、ほかの契約でも行われているのですが、契約期間を延長するというので、コストの平準化ができるような仕組みも取り入れて、今回から3年にしているという形を取らせていただいております。

また、こちらからは、後ろに出てきている、ちょっと下にある広報活動にも絡むのですが、入札を行いますよということで事前に案内するというので、例えば電話とか電子メールを使って案内をするという試みを行っております。それに併せて、応札者の拡大を目的として、ホームページで容易にその入札件名を検索できるようにしたほか、あとは、業者登録している全ての業者に対して、本件だけではないですが、このような入札を行うのですよという案内が自動的に行くようなシステムというものを取り入れていただいております。

こちらは契約部さんに動いていただいたのですが、あとは引継期間、もともとは1週間だけだったので、うちの企業ではもしかすると1週間では物足りないとか、できないかもしれないというので、手を引いてしまっているところがあるかも

れないということだったので、それを3週間、場合によっては1か月、希望する場合であれば業務中であっても引継ぎができるような形に延長させていただいております。

または、あと資格ですけれども、資格がないと受注できないというところで手を引かれているという可能性があったので、そこは柔軟に相談させていただいて、例えば応札するまでの間に資格を取得することができる、もしくは資格を持っている人間を確保できる、もしくは初年度内、応札した後に1年以内であって、そこで資格の取得ができますよという形であるのであれば、そこはきっちりと相談に応じますという形にさせていただいております。このような形で、以上18になるのですけれども、改善をさせていただいております。

あとは、下、広報活動ということでホームページ、あとは小委員会から預けた意見に基づいてということもあられるのですけれども、掲載の仕方とか、あとは検索条件の充実化なども行わせていただいております。

その下の2つは、メーリングリストとか案内ですので、重複しているので省かせていただきますけれども、こういう形で広報活動についても改善を取り入れさせていただいております。こういう形で今までいろいろな改善の取組をさせていただいております。

この全体的な評価という形になるのですけれども、これまでの評価は、原子力機構としての考えになるのですが、以下のとおりになります。業務改善とか、命令違反、このような事案というのはありませんでした。

2つ目は、当方で原子力機構にも監視委員会というものがあります。こちらは外部有識者で構成されているものですが、この枠組みの中で最終的には、例えば契約の実施状況とか、このようなチェックを受けるという体制というのは既に整っているというところがあるということです。

あとは3つ目、改善を行ってきて、これでも少ないというのは十々承知ではあるのですが、1者応札というものから応札が2者まで一応拡大することができたということがあります。ただ、依然として落札率が高く、また予定価格を上回る価格での入札というのは見受けられるということがあるので、こちらに関しては将来的には改善するような努力は続けているということには間違いはないのですけれども、例えばですけれども、次の6ページ目に行っていただくと、イ) からホ) まで、努力を継続して考えていこうということが記載されております。

例えば、分割をして今の形になっていますというのですけれども、さらに分割が可能な

いかという検討を継続したりとか、あとは共同体でも落札できますという案内をさせていただいたりとか、あとは類似の実績の緩和です。要するにですけれども、過去に経験が全くありませんというところでも、まず相談に乗らせていただく。例えば教育でカバーできるのか、あとは、これは類似の案件だからできるのではないですかという相談をさせていただきますということですか、あとは情報開示。これは継続ですけれども、入札説明会については、先ほども述べさせていただいたのですけれども、実際の対面だけではなくて、ウェブ開催を行いますということが続けていただいて、さらにこのイからホ以外にも何かアイデアもしくは施策が認められる場合には、果敢に挑戦していくという形にさせていただきたいと考えているところです。

また、4)ですけれども、達成目標に関しては、現在のところで、先ほども述べさせていただいたのですけれども、サービスの質が確保されていて目標が達成されていると判断しております。安全確保のためのリスクの低減とか、改善に対する提言はいただいていますので、こちらのほうの効率化も図られていると評価しています。

コストとしては、先ほども述べたのですけれども、物価上昇、人件費の増加という動きの中で、それでもコストを0.32%ですけれども、減少させることができたという形になっております。

今まで改善を続けてきたのですけれども、今後はどうなのかということで7ポツにまとめさせていただいています。小委員会の御意見をいただきまして、もっと統合できるところはないですかという検討をなささいということで、してきてはいるのですけれども、施設ごとの特性、要するに、共有できるところはもう全て共有しています。自分たちの施設のところは、自分たちの業務や施設の特性、あとは安全要件、運転条件という中で、自分たちで見られるところは見たほうが効率的、能率的であるということから、統合は困難であって、現状ではですけれども、運用面、コスト面でも合理的ではないということで、先ほど訂正をさせていただきました小委員会、令和3年9月17日の意見交換会ですけれども、こちらのほうで核燃料サイクル工学研究所から小委員会にお話をさせていただいたというところであります。

研究所には今200以上の施設があって、こちらをそれぞれの担当部署が責任を持って運転管理するという体制は今現在構築されているので、今後、議論を進めて、やはりこうすべきだという意見があれば、そちらにシフトはしますけれども、現状は共通のところについては一元管理されているので、この分業体制でも合理的な運用が確保できていると

判断しているところです。

また、本件契約に含まれている電気と上下水だけを取り除いて別契約にしたらどうだという御意見に対しては、全体を鑑みると6%から8%ぐらいにとどまることから、であれば現契約の中に入れてしまって、フレキシブルに対応できるほうが、コストの面というよりも、合理的に実施できると考えているというところです。現体制を上回るような改善案は見いだされてはいないのですけれども、検討は継続して、もし、こちらで持っている委員会を含めてですけれども、御意見があったほか、あとは自分たちでいい施策が編み出された場合には、そちらにシフトするという方針です。

人材、ヒアリングに対する応札の件数の件についてなんですけれども、こちらは人員不足で応札できませんでしたというところとか、あとは受注できなかった場合に、抱えてしまった従業員を他に回すことが難しいなどの意見があって、そちらは尊重しつつ、かといって、ヒアリングを継続したほか、その中で業者さんが一番やりやすい形が今後も見受けられるのであれば、そちらを採用していきたいと考えているところです。

資格要件については、先ほど少し述べさせていただいたのですけれども、フレキシブルに考えていきたいのですけれども、きちんと教育訓練を受けていただくことが可能などところとか、あとは原子力という分野に限られたことではないのですけれども、社会的になかなか大きな失敗とか事故があまり許されるところではないので、安全に考慮して業務ができるような者であるのかどうかということは踏まえながらも、今の業者登録という制度をうまく利用した形で契約活動を継続していきたいと考えているところです。

次のページになるのですけれども、これらの状況から、各種の入札改善策を継続しても、今のところは、画期的なというか、そのような競争性を確保できるような状況が出てくるとは言い難い状況になっているというのは事実だろうと考えています。

今後ですけれども、本事業について、質の向上とか、経費削減とか、達成されたものの両者に関しては、比較的その条件を達成できたと評価しています。

2者応札になれたということで、ここで2者がゴールではありませんので、もっと増やしていくことは一応目標ではあるのですけれども、一定の効果が出てきたということが一応見受けられているということです。ただ、落札率が高い状態が続いていることとか、あとは2者のうちの価格差が大きいということや、予定価格を大きく上回るところに最初の両者が応札しているという部分も含めて、競争性についてはまだまだ課題がある状態だと認識しているので、そこに対する検討については継続していくべきだと考えております。

このような形で7ポツに書かせていただいた記載のとおりで、現在のところは市場化テストの実施だけでは、実施状況のさらなる改善というのは難しいと考えているところです。

そこを踏まえて、平成26年3月19日決定のⅡの1の(2)に照らして、現在の今回のこの期をもちまして市場化テストを終了という方向にシフトさせていただくことを希望するという形で原子力機構は考えているところです。ただし、市場化テストが終了した後も、もちろんチェックされてきました質や実施期間、「機関」は申し訳ございません、誤字ですけれども、あとは資格、こういった条件を踏まえて、引き続き法の趣旨にのっとり、コスト削減と質の向上を図れるようにということで努力を続けていきたいと考えているところです。

原子力機構からの説明は以上になります。

○中川主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価について、総務省から御説明を5分程度でお願いいたします。

○事務局 総務省から御説明させていただきます。資料C-1になります。こちら、事業概要につきましては、先ほど実施機関より御説明がございましたので、割愛させていただきます。

選定の経緯につきましては、2件目の案件と同じく、関係法人同士の2者応札や落札率が100%に近い状況等の新聞報道を発端として選定された事業になります。

2ページをお開きください。評価につきましては、終了プロセスに移行することが適当と考えております。

(2) 対象公共サービスの実施内容に関する件になりますが、記載のとおり、確保されるべき質は達成されており、かつ民間事業者からの改善提案につきましても、質の向上に寄与しているものと評価できます。

3ページをお願いします。実施経費につきましては、事業の分割等を考慮した上で、補正した経費同士で比較した結果、僅かではございますが、0.32%減少しており、一定の削減効果が認められます。労務費の上昇傾向を踏まえますと、本事業は実質的に経費削減効果が上がってきたと評価しております。

4ページになります。選定の際の課題に対応する改善につきまして、先ほどお伝えした報道において、関係法人同士の2者応札の案件が多い状況についてでございます。こちらにつきましては、先ほど実施機関が御説明したような競争性改善の取組が様々行われていた結果、元関係法人以外の者も参加して2者応札に至るなど、一定の効果は認められるも

の、引き続き落札率は高く、1者が予定価格を上回る価格で入札している状況であります。そのため、競争性につきましては課題が残っていると評価しております。

5ページになります。市場化テストだけではさらなる改善が困難な理由として、2点挙げさせていただいております。(6)業務の特殊性等にまとめてございます。

1点目、小委員会から求められた事項のうち、対応できなかった関連事業を統合することにつきまして、機構において検討し、対応できない要因等につきましては、過去の委員会で御説明している事項になりますが、現時点においても統合は困難という状況です。

2点目につきましては、人員確保等の観点から実施可能な民間事業者が限定されているという状況でございます。

最後に6ページになります。評価の部分でございます今後の方針につきまして、競争性の確保においては課題が認められて、良好な実施結果が得られたと評価するのは困難であるものの、市場化テストの実施だけでは実施状況のさらなる改善が見込めないものと考えられますため、本事業につきましては、「市場化テスト終了プロセス運用に関する指針」のⅡの1の(2)の基準を満たしているものとして、市場化テストを現在実施中の事業をもって終了することと提案させていただきます。

市場化テスト終了後の事業の実施につきましては、これまでの審議を通して厳しくチェックされた公共サービスの質、実施期間、入札参加の資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、機構が自ら公共サービスの質の維持向上、コストの削減、事業の透明性の確保を図っていくことを求めたいとしております。

さらに、機構に対して、今後も受託者の決定プロセスやコストの透明性を確保することを求めるとともに、競争性の改善を通じた公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図るため、民間事業者に委託する業務の範囲、先ほどの小委員会で意見を求められたものでまだ対応ができていない部分等、引き続き、不断の検討を要請することとして評価しております。

説明は以上でございます。御審議、よろしく願いいたします。

○中川主査 ありがとうございます。ただいま御説明いただきました当事業の実施状況及び企業の評価(案)について、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

岡本委員、お願いいたします。

○岡本副主査 御説明ありがとうございます。機構さんのほうにお伺いさせていただきたいのですが、例えば資料3-1の7ページ、最後です。8ポツ、今後の事業というところ

ろに書いてある記述ですけれども、この4行目、「一方」以下です。読み上げますと、「落札率が高い状態が続いていることや、新規参入を試みている1者が予定価格を上回る価格で入札している状況であることから、競争性には課題が残る状態となっている」という記述がございます。

私の意見としては、本件については、これはまさしくそのとおりだと思っているので、本件の結論に異存があるわけではないのですけれども、今日議論になったほかの事案において、全く同じような状況にあるようなものにおいて、競争性が改善されたという結論が出されているのです。機構の中で、統一的にはできないかもしれませんが、どのように横の議論がされているかというのが若干疑問になっていて、担当が違うのでしょうか、財務契約部の中での判断というのは、これは個々の判断で、もう個別の判断ということで議論されていて、表現は若干問題があっても、それでいいという判断をされているのですか。

その辺の取扱いに私はちょっと違和感があって、どのようになさっているのかなというのを伺いさせていただきたいと思います。それで、本件については結論に異論はないのですけれども、もう一件については、全く外形的事実が同じであるにもかかわらず、競争性に改善されたという結論が出されているので、それがどのような議論がなされているかということをお伺いさせていただきたいと思います。

○北澤課長 原子力機構事業契約第2課の北澤と申します。今の御質問についてお答えしたいと思いますけれども、まず我々財務契約部の中での取組と申しますか、担当課は本件と先ほどの2件とは違う形になっておりましたけれども、部として競争性の向上とか、そういった取組については統一して行っているという認識です。

ちょっと細かい話になりますけれども、先ほどの原子力科学研究所の図書館という案件がありましたけれども、あれも、3月末までは我々の課で担当していて、機構内の組織変更があった結果、別の課に移ったということもありまして、その課ごとに縦割りで違うことを考えて違うことをしているということは一切ございません。

その上で、本件とそのほかの2件との違いですけれども、まずは実施内容の違いと申しますか、1件目は拠点内の清掃作業でございました。2件目はその図書館の運営に係る業務でありました。それに対して3件目は原子力施設の運営ということで、毛色が違うといえますか、作業が違います。応札してくる業者も、一部両方できるという業者もあるかとは思いますが、基本的には作業の中身が違うという状態になっております。

さらには、違いとしましては人数です。清掃のほうはたくさんの人数でやるようになっておりますけれども、あくまで清掃作業というところがあります。それに対して本件は、原子力施設の中で、さらには基準としては7名ほど必要なものとなっております。この結果、いろいろな者にヒアリングを行いましたけれども、その7名、原子力施設の中で適切に業務ができる者の確保が難しいということで、応札できないという回答が出されております。

これについては、本件は市場化テストの対象になってから10年近くになりますけれども、その10年の中で、今まさにその人材確保が難しいという状況に原子力業界に限らずなっております。今契約を締結している業者の中にも、今は受注できているけれども、高齢化と、そして若手が入ってこないという状況から、今後続けられるかは分かりませんなどと言っているところが実際にあるような状況です。

そのような状況を踏まえて、本件については2者応札ではありますけれども、かつての関係法人だけではなくて、新規の一般の業者も入ってくるという状況をもって改善されたと考えている次第です。

あと、すみません、コストに関しましても、0.3何とかパーセントという話がありましたけれども、これは10年前の契約額と現在の契約額をそのまま金額で並べた場合の話であります。冒頭の御説明にもありましたけれども、その間に物価、人件費が大分上昇しております。25%ほどですかね、こちらで参考にしている指標では。そのような中でほぼ変わらぬ金額で維持できているということは、これは我々の取組によるものだと考えております。

以上です。

○岡本副主査 すみません。もう一度申し上げますと、本件について異存はないのです。ですから、今御説明いただいたことに全く異論はございません。

ただ、申し上げたかったことは、落札率というものをどのように見ておられるのか、あるいは予定価格があった場合に予定価格をオーバーした場合のオーバー率というのをどのように見ておられるのか。こういうものについての統一的に機構の中で何か基準みたいなものがあるのですか。具体的な基準が欲しいのではなくて、そういう見方、横の。と申しますのは、先ほどの清掃業務は、予定価格を〇割オーバーしているのにもかかわらず競争性が改善されたと判断されているのですね。それは幾ら何でもおかしいだろうという議論を先ほどしたのですけれども、そのような議論というのは原子力機構の中ではないのです

か。

○北澤課長 引き続き、北澤でございます。予定価格を何%ほど超過したということについて、特に何か基準を設けて、何%以上超過したらおかしいとか、そういったものについては特段設けてはいない状況でございます。

1件目、2件目のほうでも御説明があったと思いますけれども、予定価格の算出方法には、・・・。

○岡本副主査 一般論ではそうだとすることに異存を申し上げているわけではないのです。ちなみに、この案件では予定価格をオーバーした業者の方は何%オーバーされていましたか。議事録で調整はしていただいても、もちろん公表しなくて結構ですけれども、教えていただくことは可能でしょうか。

○北澤課長 承知しました。その応札して落札できなかったほうの企業ですけれども、予定価格に対してプラス0%という値になってございます。

○岡本副主査 ありがとうございます。この落札できなかった、予定価格をオーバーした、これは関係法人ではないのですね。一般の普通の民間事業者ですね。

○北澤課長 はい、御理解のとおりです。

○岡本副主査 落札された業者の方は、関係法人。今でも関係法人ですか。

○北澤課長 いえ、違います。既に関係法人という定義にあたる状況からは脱しております。一般企業と我々は捉えております。当然、過去に報道されたような、おかしいとされたような関係にはございませんし、マインドとしても、特にその企業を何かしら、契約担当者が優遇するようなことは、一切ございません。

○岡本副主査 分かりました。ありがとうございます。

○中川主査 ほかに御意見、御質問のある委員はいらっしゃいますか。

尾花委員、お願いします。

○尾花専門委員 長らくこの事業を拝見させていただき、詳細に改善をしていただきましてありがとうございます。最後に、多分卒業されると思うので、意見を申し上げます。この検査開発株式会社東海事業所というものを引きますと、住所がJAEA内と書いてあるのです。それを見ますと、機構の通常業務と非常に近いところに場所もあり、事業も長く一緒にされてきた間柄で、恐らくこの研究所の維持に不可欠なパートナーなのだと思います。

そういった場合の入札手続の公正性をより高めるには、ぜひ、応札手続する方と技術を

見る方との、何て言うのでしょうかね、御機構の場合は、見積書を出してからその後また最終的な入札金額を入れる仕組みを取られているので、その間その業者さんと接することによる情報の漏えいとか、基本的に言葉で言わなくたって、ボディランゲージで、その印象を市場に明かしてしまうことになるので、ぜひ入札手続をする部署と技術的によく接せられる方でしょうか、そういう方を分けるような仕組みを取っていただくといいのではないかと思います。

○能登屋グループリーダー ありがとうございます。核種移行研究グループの能登屋でございます。先ほどもお話がありましたとおり、こちらのほうもそこはきっちりと考えておまして、技術審査というものは、社名が全く入らない形で複数名に依頼されることとなります。ですので、ここの者はどういうところで、ここの者はどういうところで、しかも本人とは会わない形で審査をさせていただくので、極力そういうことはないような仕組みには今のところはなっていると考えています。

以上です。

○尾花専門委員 ありがとうございます。では、技術提案書と一緒に提出される参考見積書の取扱いは、どの部署がどのように検討され、その部署の方が検査開発株式会社と接する可能性というのはどのように見ていらっしゃいますか。

○北澤課長 事業契約第2課、北澤でございます。まずは参考見積書も技術審査の書類も、我々契約担当課で受け取りまして、そのうち技術審査の書類を請求元、現場のほうに回して審査をしてもらうという形になってございます。先生から御指摘いただいております、契約担当者と応札者が要はできるだけ顔を合わせないようにする、その接触を避けるという御意見、私も非常に関心を高く持ってお聞きいたしました。

ただ一方で、ではその現場の者、どこの部署のどういう立場にするかということは検討する余地があるかと思いますけれども、ではそこなら問題がないのか、そこの部署が契約の知らないところでおかしなことをしてしまわないかとか、例えばの話ですけれども、どこの業者が応札しているという情報、これさえも応札の妨害になりますので、そういうこともないようにできる仕組みをつくるためにはどうすればいいかなと考えております。

現状を申しますと、そういった、ちゃんと例えば談合とか、特に官製談合に当たるような、そういう不正がないようにというマインドを最も強く持っているのは我々契約担当部署だと思っていますので、今、先ほど申しましたような形を取らせていただいている次第です。

以上です。

○尾花専門委員 ありがとうございます。官製談合を危惧されているというのはとてもよいかと思ひまして、むしろ機構の職員を守るという発想で、ぜひ分別の手續に心がけていただければと思います。ありがとうございます。

結論については、異存ございません。ありがとうございます。

○中川主査 ほかに御意見、御質問のある委員はいらっしゃいますか。

よろしいでしょうか。

○事務局 事務局でございます。原子力の山本委員ですが、別件で退席させていただきました。お気づきの点がある場合は別途メールで連絡いただけるということですので、事務局を通してJAEA様にお送りいたしますので、御対応をJAEA様、よろしくお願ひいたします。

○北澤課長 承知いたしました。

○事務局 ありがとうございます。

議事進行につきましては、主査に御一任させていただきますとのことでございます。

○中川主査 ありがとうございます。

○事務局 それから、大見委員につきましても別件で御退席させていただいております。

結論には異論ないということでございます。

すみません、事務局からは以上でございます。

○中川主査 ありがとうございます。御出席の委員からほかに御意見、御質問等ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、審議はここまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべきということがあればお願ひいたします。

○事務局 特に確認する事項はございません。実施機関からの説明の冒頭にございました、令和2年度が令和3年度に変わるということは修正させていただきます、山本委員からの御質問等につきましては、今後、書面で対応したいと思います。

○中川主査 それでは、本日の審議を踏まえ、事業を終了する方向で監理委員会に報告することといたします。

事業評価（案）の審議は以上となります。本日はありがとうございました。

○北澤課長 ありがとうございました。

○事務局 事務局でございます。JAEA様、本日はありがとうございました。

事業評価の御審議は以上となりますので、退出ボタンを押して御退出されてください。

本日はありがとうございました。

(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構退室)

※1 議事録中、JAEA（ジェー・エー・イー・エー）とあるのは、Japan Atomic Energy Agency（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の英語表記）の略称である。

※2 議事録中、同種の他の契約の予定価格を類推される恐れがある情報については○表記としている。

※3 議事録中、予定価格の作成方法を類推される恐れがある情報については・・・表記としている。

— 了 —